

## 市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の改正について

別紙のとおり、市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程を一部改正しました。

なお、改正の概要は、次のとおりです。

### 1 改正理由

クラウド型小中一貫学習支援コンテンツの導入に伴う保護者負担金の管理に関する事務を教育委員会職員に補助執行させるため、改正したものです。

### 2 改正内容

教育委員会職員に補助執行させる事務の表現を変更しました。(第2条10項関係)

### 3 施行期日

令和3年4月1日から施行しました。

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する規程

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程（平成15年3月町田市規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(教育委員会職員に対する補助執行)</p> <p>第2条 市長は、次に掲げる事務を教育委員会事務局職員及び教育機関の職員に補助執行させるものとする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) <u>町田市立学校の教育活動に係る私債権の督促、強制執行その他の管理に関すること。</u></p> <p>2・3 略</p>	<p>(教育委員会職員に対する補助執行)</p> <p>第2条 市長は、次に掲げる事務を教育委員会事務局職員及び教育機関の職員に補助執行させるものとする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) <u>町田市立小学校等の学校給食費等に関する規則（令和元年9月町田市規則第17号）第2条第4号に規定する学校給食費等に関すること。</u></p> <p>2・3 略</p>

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。